

財団法人杵勝会寄付行為（定款）

第一章 総 則

第1条 この法人は、財団法人杵勝会という。

第2条 この法人は、本部を東京都港区六本木3丁目7番14号におく（事務所は東京都港区赤坂8丁目12番27号）。

第二章 目的および事業

第3条 この法人は、日本における長唄の伝統を正しく、完全に継承し、その研鑽向上と普及を図るとともに長唄音楽に関する研究調査を行い、もって文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 長唄演奏会の開催
- ② 長唄音楽の後継者の育成
- ③ 長唄研究会および講習会の開催
- ④ 長唄に関する史的調査ならびに研究
- ⑤ 会報の刊行および会員住所の発行
- ⑥ その他前条の目的を達成するために必要な事項

第三章 資産および会計

第5条 この法人の資産は、次の通りとする。

- ① この法人設立当初寄与された財産目録記載の財産
- ② 資産から生ずる果実
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 寄付金品
- ⑤ その他の収入

- 第6条 1) この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の二種とする。
2) 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される財産で構成される。
3) 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4) 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指示に従う。
- 第7条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。
- 第8条 基本財産は処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業上、やむを得ない理由があるときは理事会の決議を経、かつ文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。
- 第9条 この法人の事業遂行上に要する費用は、資産から生ずる果実および事業に伴う収入等運用財産をもって支弁する。
- 第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事長の決議を経て、毎年会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。
- 第11条 1) この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録および事業報告ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後二ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
2) この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の決議を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。
- 第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の承認を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。
- 第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員および職員

- 第14条 この法人には、次に役員をおく。
理事8名以上10名以内（うち、理事長1名、副理事長1名、常務理事3名）
監事1名以上3名以内
- 第15条 理事および理事は、評議委員会でこれに選任し、理事は互選で、理事長1名、副理事長1名、常務理事3名を定める。
- 第16条 1) 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 第17条 理事は理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。
- 第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。
- 第19条 1) この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、尚その職務を行う。
4) 役員は、この法人としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合は、その任期中であっても評議委員会および理事会の決議により、これを解任することができる。
- 第20条 役員は、有給とすることができる。
- 第21条 1) この法人には評議員40名以上50名以内をおく。
2) 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
3) 評議員には第19条の規定を準用する。この場合には同条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 第22条 評議委員は、評議委員会を組織し、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要とみとめる事項について助言する。
- 第23条 1) この法人の事務を処理するための職員をおく。
2) 職員は理事長が任免する。

3) 職員は、有給とする。

第五章 会 議

第24条 1) 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2) 理事会の議長は理事長とする。

第25条 1) 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、当該諸事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

2) 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、同否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 1) つぎに掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議委員会の意見を聞かなければならない。

① 事業計画および収支予算についての事項

② 事業報告および収支決算についての事項

③ 不動産の買い入れ、または基本財産の一部処分もしくは担保提供についての事項

④ その他法人の業務に関する重要事項で理事長が必要とみとめた事項

2) 前2条の規定は、評議委員会に準用する。この場合には、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは「評議委員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第27条 理事会および評議委員会には議事録を作成し、議長および出席理事代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第六章 寄付行為の変更ならびに解散

第28条 この寄付行為は、理事および評議員の現在数のおおの3分の2以上の同意を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第29条 この法人の解散は、理事および評議員の現在数おのおの4分の3以上の同意を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第30条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事および評議員の現在数おのおの4分の3以上の同意を経、かつ文部科学大臣の認可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄与するものとする。

第七章 補 則

第31条 この寄付行為の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。